

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が令和3年7月28日付けで提起した、令和3年6月15日付け第○○○号により処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）が行った令和3年度市民税・県民税の更正（決定）通知処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行い、令和3年6月15日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 2 審査請求人は、令和3年7月28日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 本件審査請求の趣旨
 - (1) 処分庁が審査請求人に対して行った本件処分における通知書に記載している一部の事項には誤りがあり、処分の取消しを求める。
 - (2) 本件処分について、誤りのある記載内容については文書で訂正せよ。また、説明すべきであるのに説明がない事項があるため、説明がない事項についても分かりやすく文書で説明せよとの裁決を求める。
- 2 処分庁の本件審査請求に対する意見
本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

3 本件審査請求に係る主張と弁明

(1) 審査請求人の主張

(ア) 本件処分によれば、変更前の所得金額を、営業等所得 0 円、農業所得 0 円、不動産所得 0 円と認定しているが、審査請求人が税務署へ提出した令和 2 年分の申告書を見れば、収入金額等と所得金額等は別々の欄に区分されて金額が記載されているため、営業等所得、農業所得、不動産所得は、処分庁が認定した各所得金額 0 円でないことは誰が見てもすぐに分かることである。

また、収入金額についても、営業等収入、農業収入、不動産収入が別々に具体的に記載されているため、処分庁が認定した 0 円でないことは明らかであり、単なる手違いにより起きたとは考えられない。

審査請求人への市民税・県民税の課税は、完全に事実を無視して課税できる部分だけ抜き出して違法不当な課税をしていることから、無意識のうちに起きた単純な誤りとは言い難い。処分庁の担当者からの電話も説明と言えるものではない。なぜ、違法不当な間違った課税をしたか文書で具体的に説明するよう請求する。

(イ) 令和 3 年度に賦課税決定した市民税・県民税で間違った課税を行い、後日、更正通知した人数が知りたいので文書で説明するよう求める。

(ウ) 安芸市税務課職員には職務上の重大な過失責任があり、その責任を明確にするよう求める。

(エ) 申告書の社会保険料控除の欄に、審査請求人が 203,780 円と記載して申告しているが、処分庁はこれを 239,980 円に書き直している。処分庁は、本件処分における通知書でも社会保険料控除を 239,980 円としているが、これは誤りであり、203,780 円に訂正するよう請求する。

(オ) 審査請求人は、申告書の配偶者（特別）控除に 160,000 円と記載している。処分庁は、当初の賦課税決定処分では 160,000 円と認定していたが、本件処分において、0 円に訂正している。なぜ変更したか理由が不明で疑問があり、文書で説明するよう請求する。このような取り扱いができる法令の規定があるなら、その規定の提出を求める。

(2) 処分庁の弁明（令和3年8月30日付け3安税第264号弁明書）

(ア) 上記（1）（ア）について、令和3年度市民税・県民税の賦課決定する前段において、確定申告をした者については、国税庁（所管税務署）より国税連携システムを通じて確定申告のデータが提供される。令和2年分の確定申告のデータは、令和3年3月下旬から順次提供され、そのデータを印刷し、安芸市税務課職員が全ての確定申告の内容を確認している。令和3年度の市民税・県民税の賦課決定を行う際には、それまで確認したデータを課税システムにて一括処理し、税額計算を行った。審査請求人に対する令和3年6月7日付けの令和3年度市民税・県民税の納税通知書については、安芸市税務課職員が請求人の確定申告データの確認作業を行ったが、

営業等、農業及び不動産の各収入及び所得について、確認作業を誤って全て0円で入力したことが原因で、誤った税額を通知した。

(イ) 上記 (1) (イ) について、本件処分に関係がないため回答しない。

(ウ) 上記 (1) (ウ) について、本件処分は、更正決定に関する審査請求であり、審査請求人に対する課税誤りは既に解消していることから、その過失について理由がない。なお、当初の賦課税決定処分については誤りを認め、令和3年6月15日付けで、本件処分に係る通知書を審査請求人に送付している。

(エ) 上記 (1) (エ) について、処分庁が確認した公的年金から特別徴収（天引き）された国民健康保険税は164,100円（税務課発行の納付確認書）であり、厚生労働大臣から処分庁に報告があった令和2年分公的年金支払報告書によれば、社会保険料239,980円である。このことから、所得税法第74条第1項に基づき公的年金から特別徴収された国民健康保険税の差額36,200円を加算した239,980円を社会保険料控除金額としたものである。

(オ) 上記 (1) (オ) について、審査請求人の令和2年分確定申告書では、審査請求人は配偶者を配偶者特別控除として申告しており、審査請求人の配偶者は審査請求人を配偶者控除として申告している。令和2年分以降の収入から適用される税制改正があり、所得税法第186条の2に基づき、源泉控除対象配偶者の適用は夫婦のいずれか一方しか適用できないとされた。審査請求人への本件処分に係る通知を作成する際、課税内容を確認したところ、審査請求人は所得0円で市民税・県民税が非課税となり、配偶者特別控除を除外しても市民税・県民税の税額に影響がない。一方、審査請求人の配偶者特別控除を適用し、配偶者の配偶者控除を除外した場合、配偶者の市民税・県民税が高くなり、税額に影響がでるため、配偶者に配偶者控除を適用し、審査請求人の配偶者特別控除は除外したものである。

(カ) 以上述べたとおり、審査請求人が求める内容は既に解消されており、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の課税内容において何ら違法・不当な点はない。

(3) 処分庁の弁明に対する審査請求人の反論（令和3年9月21日付け反論書）

審査請求人が負担した国保税は127,900円である。処分庁が説明する国保税の差額36,200円のは加算は、審査請求人が加算するよう請求したわけではなく、法令の規定に違反した誤りのある無効なものと考えられるので、国保税の差額36,200円のは加算を削除し取消すよう請求する。

理 由

1 本件処分に係る法令の規定等

(1) 行政不服審査法第2条において、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる」と規定されている。同条にいう「行政庁の処分に不服がある者」

とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政庁の処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

- (2) 申告に係る税額に減額更正処分がされた場合、当該更正処分はそれにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであり（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の9の2第5項及び同第3項）、それ自体は更正処分の理由のいかんにかかわらず、当初の賦課税決定処分とは別個独立の課税処分ではなく、その実質は、当初の賦課税決定処分の変更であり、それによって、税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのを相当とする。そうすると、納税者は、当該更正処分に対してその救済を求める訴えの利益はなく、専ら減額された当初の賦課税決定処分の取消を訴求することをもって足りるというべきである（昭和52（行ツ）12号 昭和56年4月24日第二小法廷判決）。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

上記1で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、本件処分は、当初の賦課税決定処分を減額更正し賦課税額を0円とする処分であり、本件処分により審査請求人への不利益が生じているとは言えず、審査請求人による不服申立ての利益がないことから、本件審査請求は不適法である。

なお、配偶者特別控除を160,000円から0円に変更したことについての理由については、処分庁の弁明書での説明にあるように、所得税法第186条の2に基づき、源泉控除対象配偶者の適用は夫婦のいずれか一方しか適用できないとされているところ、審査請求人と審査請求人の配偶者が共に、それぞれの申告書において当該控除を適用することとしていたため、処分庁の判断により、配偶者控除を除外することにより賦課税額が高くなる配偶者について、配偶者控除を除外せず適用し、賦課税額に影響のない審査請求人の配偶者特別控除を除外したものである。

また、審査請求人は、社会保険料控除の額を203,780円に訂正するよう請求しているが、これは、令和3年6月7日付け第61638号により処分庁が行った令和3年度市民税・県民税の賦課税額の決定処分によるもので、公的年金から特別徴収された国民健康保険税は164,100円であり、これに審査請求人の申告書に記載された介護保険料75,880円を加算すると239,980円となる。

国民健康保険税164,100円は特別徴収のため、年金受給者本人以外の者が社会保険料控除を行うことができない。従って、審査請求人が申告書に国保税として記載している127,900円では、36,200円不足していることとなるため処分庁がこの金額を加算したものであり、審査請求人が主張する誤りと言うことはできない。

3 その他の本件審査請求について

審査請求人のその他の審査請求については、行政庁の処分にかかるものではなく、

審査請求できる事項ではない。

4 結論

以上のとおり、本審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月20日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。